平成２３年（フ）第１５号
長野県松本市大字原96番地３
債務者　松島裕美子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第２３号
長野県松本市寿台３丁目12番19号
債務者　野口　純子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９６９号
兵庫県加古川市尾上町口里736番地の26
債務者　志築　哲也
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３７号
兵庫県加古郡播磨町東本荘３丁目７番１―104号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目14番９号
債務者　野口須美子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８号
兵庫県加古郡播磨町本荘２丁目４番35号　三晃ハイツ22号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町中津219番地の６
債務者　常本　治一
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３２０号
福岡県小郡市三沢1324番地１
債務者　小野智恵子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第７６号
大分県日田市元町22番11号
債務者　雨森由美子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第１号
大分県日田市本庄町４番13号　みずほ荘103号
債務者　中村　広美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２３年（フ）第３３号
沖縄県那覇市識名１丁目14番43号　協栄識名マンション306
債務者　中村惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第８２号
福島県南相馬市原町区北長野字北原田240番地
債務者　西　久美子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第３２０号
茨城県結城市大字結城13805番地プロムナードベル507
債務者　土岐　優一
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１１号
茨城県坂東市中里996番地52
債務者　石下　聖子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４１３号
茨城県下妻市石の宮24番地18　フジハイツ石の宮Ｂ号室、前住所茨城県下妻市皆葉1764番地９
債務者　篠山　広志
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５号
群馬県桐生市天神町３丁目２番３―６号
債務者　山藤　照男
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１６５３号
千葉県市原市五井中央西３丁目８番地10　プラザドゥシャレーＡ201
債務者　橋本　雅二
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１６７３号
千葉県市原市村上1136番地１
債務者　安田和歌子（旧姓石渡）
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１７０８号
千葉県船橋市三山１丁目35番23号
債務者　佐々木恭子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係